

主要な政策に係る評価書（平成 28 年度実施政策）

	ページ
政策 2 行政評価等による行政制度・運営の改善	1
政策 4 地域振興(地域力創造)	11
政策 6 分権型社会を担う地方税制度の構築	17
政策 13 電波利用料財源による電波監視等の実施	19
政策 16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	25
政策 19 消防防災体制の充実強化	27

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者の立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方針の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保が図られること [中間アウトカム]: 以下の三つの機能を通じて、内閣の重要課題や各府省の行政上の課題の解決が促進されること ①行政評価局調査の結果に基づき改善方針が提示されることで、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること ②政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政が推進され、国民への説明責任が果たされること ③行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善が推進されること					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況	当初予算(a)	901	902	924	980
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	901	902	924	
執行額	749	787	813			

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築
	規制改革実施計画	平成28年6月2日	17 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)				
			26年度	27年度	28年度		
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方針を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政評価局調査を実施	①改善措置率(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) ②改善措置によって実効が上がったものの割合(平成26年度に2回目のフォローアップを実施した8本分) <アウトカム指標>	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上	①91.5%以上 ②60.7%以上 【28年度】	イ
			①90.5% ②49.3% 【26年度】	①90.5% ②49.3%	①91.9% ②62.4%(注2)		
	①(注1)	【全国規模の調査】 平成25年度に着手した調査9本のうち6本については、26年度末までに勧告を実施。残る3本のうち2本については27年4月に、1本については10月に勧告等を実施。 【26年度】	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマは、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める。(別紙参照)	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計10本については、27年度末までの適期に勧告等を行う。また、27年度の新規着手テーマは、それぞれ28年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進めている。	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計11本については、28年度末までの適期に勧告等を行う。また、28年度の新規着手テーマは、それぞれ29年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める。(別紙参照)	【28年度】	ロ

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	政策評価審議会等の知見を活用した政策評価の推進	② (注3)	各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合 ＜アウトカム指標＞	各府省が評価結果を受けて目標等を変更した施策※の割合:31% 【26年度】		26年度値から5ポイント増(36%)	26年度値から10ポイント増(41%)	26年度値から10ポイント増(41%) 【28年度】	イ	
			目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス(因果関係)の明確化、③測定指標の定量化等が課題 【26年度】			38%	46%		イ	
			目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討 ＜アウトプット指標＞			0件		目標管理型の政策評価について、審議会等の場を活用して、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセス(因果関係)の明確化、③測定指標の定量化等などの共通的な課題について個別事例に即して検討し、改善方針を示す。		イ
			規制の事前評価について、費用や便益の定量化等が課題 【26年度】					政策評価審議会政策評価制度部会において「目標管理型の政策評価に関する改善方針(平成28年度)」を決定(平成29年3月6日)し、各府省に提示		イ
客観性担保評価活動の一環として点検を実施		③	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検について、点検の結果により確認される以下のもの							
			点検を通じた2分野(租税特別措置等及び公共事業)に係る政策評価の質の向上に向けた取組 ＜アウトプット指標＞	①当初から課題を指摘する必要のなかったものの割合:33% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったものの割合:53% 【26年度】			①38% ②56%	①42% ②57%	①42% ②57% 【28年度】	ハ
行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	受け付けた苦情等について、必要なあわせ見直し等を推進すること	③	苦情あわせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.9% 【25年度】	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上 【28年度】	□	
				93.3%		95.0%	94.2%(確定値)			
			中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数 ＜アウトプット指標＞	47件 【25年度】	50件以上	50件以上	50件以上	50件以上 【28年度】	ハ	
				42件		45件	39件(確定値)			
			行政相談の総処理件数 ＜アウトプット指標＞	168,076件 【25年度】	17万件以上	17万件以上	17.1万件以上	17.1万件以上 【28年度】	□	
				170,380件		172,214件	164,234件(確定値)			
			行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数 ＜アウトプット指標＞	276件 【25年度】	270件以上	280件以上	280件以上	280件以上 【28年度】	ハ	
				279件		169件	175件(速報値)			

年金記録に関するあつせん等の確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	年金記録に関する申立について、必要なあつせん等を実施	④ (測定方法) 全国9委員会3事務室(計12か所)ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの (※) ①国民年金あつせん事案、 ②国民年金訂正不要事案、 ③厚生年金あつせん事案、 ④厚生年金訂正不要事案の4種類	年金記録に関するあつせん等の実施(申立事案が第三者委員会に転送されてから、あつせん等を行う)までに要する期間(全国平均) (特に前年度受付事案の処理完了時期(申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。))	転送からあつせんまで109.5日 (平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末)	転送からあつせんまで100日以内 (特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理)	転送からあつせんまで100日以内 (特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理) 【26年度】	口
			転送からあつせんまで100.9日 (平成25年度受付事案については、申立人等の事情により処理を終えられないものを除いて、26年9月末までに処理を完了)				

(注1) 測定指標①については、27年度事前分析表作成時に指標の見直しを行った。その際、「基準(値)」欄には改めて26年度の実績値を記載した上で、26年度の「年度ごとの目標(値)」欄及び「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄についても記載している。

(注2) 測定指標①の「①改善措置率」及び「②改善措置によって実効が上がったものの割合」について、平成28年度事前分析表に記載された27年度の欄に誤りがあったため修正した。

(注3) 測定指標②については、27年度事前分析表作成時に、同年に発足した政策評価審議会における取組を踏まえ、指標の見直しを行った。また、28年度事前分析表作成時には「目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討」に係る「年度ごとの目標(値)」について、更に見直した。

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①～④は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 ・測定指標①については、調査の迅速な実施という観点において一部の調査が目標を達成できなかったものの、その他の改善措置率に係る指標については目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。 ・測定指標②については、客観性担保評価活動に係る測定指標で目標を達成できなかったものの、その他の指標については目標管理型の政策評価及び規制の政策評価に関する改善策を取りまとめる等目標を達成しており、目標達成に向け着実な進展が見られた。 ・測定指標③については、アウトカム指標の「苦情あつせん解決率」が各年度目標値とほぼ同等の水準の実績を出し、アウトプット指標においても「行政相談の総処理件数」が最終年度を除き目標を上回っていることから、目標達成に向け着実な進展が見られた。なお、「中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議件数」及び「行政相談委員法4条に基づく意見の処理件数」は数値目標に届かなかった。 ・測定指標④については、測定指標の目標を達成できなかったものの、目標に近い実績となっており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。 <p>以上の状況によると、本政策については三つの測定指標については目標達成に向けた着実な進展が見られ、残り一つの測定指標についても取組自体は目標に向かっていっていると考えられることから「相当程度進展あり」と判断した。</p>
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>【行政評価局調査】</p> <p><施策目標>各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p> <p>当該施策目標については、調査の迅速な実施という観点において一部の調査が目標を達成できなかったものの、その他改善措置率に係る指標等については目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①のうち「勧告等に対する改善措置率」及び「改善措置によって実効が上がった事項の割合」については、26年度こそ目標を下回ったものの、着実に調査を実施した結果、27年度、そして目標年度の28年度と続けて目標を達成することができた。 ・測定指標①のうち「行政評価局調査の迅速かつ確実な実施」については、26年度においては9本中3本が、27年度においては10本中1本が、28年度においては11本中3本が測定指標の目標の時期までに勧告等を行うことができず、目標を達成することができなかったものもあった。目標を達成できなかった理由は、勧告内容の質を高めるため、関係データ・事例の整理・確認等を精査したことに伴うものであり、かつ大半は目標の時期から数か月以内に勧告等を行っていることを踏まえると、目標に近い実績であったといえる。しかし、目標は達成できなかったため、より適正な調査の進行管理に努めるべきであり、今後はしっかりと取り組んでいきたい。 <p>【政策評価の推進】</p> <p><施策目標>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p> <p>当該施策目標については、客観性担保評価活動に係る測定指標で目標を達成できなかったものの、その他の指標については目標管理型の政策評価及び規制の政策評価に関する改善策を取りまとめる等目標を達成しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標②のうち「各府省の評価結果が施策の改善に結びついた割合」については、各府省における政策評価の着実な実施により、「測定指標を変更した施策の割合」が、27年度が34%、28年度が42%と大きく進展しており、目標値の達成につながったと考える。 ・測定指標②のうち「目標管理型の政策評価と規制の事前評価の質の向上に向けた検討」については、28年度に政策評価制度部会において目標管理型の政策評価及び規制の政策評価に関する改善策を取りまとめ、各府省に提示した。これにより、今後、各府省における目標管理型及び規制の政策評価の質の向上が期待される。なお、27年度は、政策評価審議会政策評価制度部会に設置された目標管理型評価ワーキング・グループ及び規制評価ワーキング・グループにおいて、それぞれの評価における共通的な課題について検討することとしたため、27年度当初に想定していたそれぞれの取組の全部又は一部を行わなかった。このことを踏まえ、28年度は目標を変更した。 ・測定指標②のうち「点検を通じた2分野(租税特別措置等及び公共事業)に係る政策評価の質の向上に向けた取組」については目標を達成できなかったが、この主な要因は、租税特別措置等に係る政策評価の点検において、各府省が行う政策評価の質の向上に向けて、評価局が行う点検項目を重点化し、点検を深化させる取組を行ったことで、課題の指摘件数が増加したことによるものと考えられる。 	

評価結果	<p>【行政相談】 <施策目標>行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること 当該施策目標については、アウトカム指標の「苦情あっせん解決率」が各年度目標値とほぼ同等の水準の実績を出し、アウトプット指標においても「行政相談の総処理件数」が最終年度を除き目標を上回っていることから、目標達成に向けて着実な進展が見られた。なお、「中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議件数」及び「行政相談委員法4条に基づく意見の処理件数」は数値目標に届かなかった。 ・測定指標③のうち「苦情解決あっせん率」は、目標とする数値(95%以上)をわずかに(1～1.7%)に下回る年もあったが、これは、あっせん解決までに時間を要した事案等の影響によるものと考えられる。もっとも、こうした事案もあっせんによる解決につながるよう相手機関とやりとりを重ねており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。 ・測定指標③のうち「行政相談の総処理件数」は、26年度及び27年度はそれぞれ目標とする件数を上回っており、目標達成に向けて着実な進展が見られたと言える。28年度は、行政相談委員が受け付けた相談件数が減少したこと等により行政相談の総受付件数が減少したことが影響し、目標を達成することができなかった。地域の事情に応じた行政相談委員活動の支援や、相談所開催を含む行政相談についての広報などをより充実させることで、行政相談の総受付件数の改善が可能であると考えられる。 ・測定指標③のうち「中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議件数」については26年度から28年度までの各年度において目標とする数値(年間50件以上)の8～9割程度の達成にとどまっており、行政相談事案等から当該会議に付議すべき事案を発掘し審議にかけることにより一層取り組む必要があったと考えられる。 ・測定指標③のうち「行政相談委員法4条に基づく意見の処理件数」は、26年度は目標を上回る件数をあげたものの、その後27年度、28年度と目標を下回る結果となった。これは、26年9月から、本省で全ての委員意見を把握する運用とした上で、意見を反映した行政運営の改善事例を委員に広く共有するなど委員意見の質の向上に向けた取組を行った結果、一件一件より精査された上で意見提出がなされるようになり、意見の受付件数が減少したことが影響したのと考えられる。</p> <p>【年金記録】 <施策目標>年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること 当該施策目標については、測定指標の目標達成にはわずかに及ばなかったが、目標に近い実績となっており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。 ・測定指標④については、施策目標に照らし、申立事案の早期のあっせん等を目指していたところ、わずかながら目標期間内の処理完了を達成することができなかったが、事案処理の進捗状況の管理等の取組により、平成25年度実績(転送からあっせんまで109.5日)に比べて期間を短縮しており、目標達成に向けた着実な進展が見られた。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【行政評価局調査】 ○国の行政の質を向上させ、行政に対する国民からの信頼を確保するためには、行政評価局調査の結果行なった勧告に対する関係府省の改善措置により、実際の行政上の課題・問題点が解消されることが重要であることから、全国規模の調査に基づく勧告等について、当該年度に行われた勧告等から半年後に実施する1回目のフォローアップ時点での改善措置率(目標:94.3%以上かつ前年度実績以上)を新たに指標として設定。 なお従前、当該年度に2回目のフォローアップ(勧告等から1年半後に実施)を実施した調査に係る「改善措置率」及び「改善措置によって実効が上がったものの割合」を指標としていたが、当該年度の活動状況を表すものとしては、当該年度に行なった勧告に係る改善措置率を後から把握し指標とすることがより適当であることから、指標を変更した。ただし、当該年度に実施した勧告等について、勧告から1年半後に行われる2回目のフォローアップ時点での改善措置率を目標とすると、計画期間である3年間のうちに全ての年度に係る改善措置率の把握ができない。これを踏まえ、把握可能な当該年度に行われた勧告等から半年後に実施する1回目のフォローアップ時点での改善措置率を指標として設定。 ○従前、行政評価局調査の実施状況を図る指標として「行政評価局調査の迅速かつ確実な実施」を立てていたところ、平成29年10月に予定されている行政評価局の地方組織再編を契機とした業務改革の実施により従来型の全国計画調査に加え、特定課題に重点化した調査(コンパクト調査)や、機動的な調査(臨時調査)を実施することとしている。また、調査の円滑な実施のために、調査要員の弾力的な運用体制を整備することとしている。そうした業務改革の取組の一環である弾力的な調査の実施や、調査の実施期間の柔軟化の状況等も含めた行政評価局調査の実施状況について、従前の全国調査の実施に係る指標に代えて新たに指標として設定。</p> <p>【政策評価の推進】 ○従前設定していた指標が、指標としての機能を果たしていない等といった指摘を有識者から受ける等しいことを踏まえ、従前個々の取組に着目して指標を設定していたところ、制度の改善に向けた様々な取組の結果が、質及び実効性の向上に結びつくことが重要であり、従前の指標を包含した指標として新たな指標を設定する。その上で、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすためには、各省が行う政策評価の質及び実効性の向上が必要であることから、総務省が提示した政策評価の改善方策(28年度～30年度)の反映による各府省の政策評価の質及び実効性の向上を指標として設定。併せて、活動状況を表す指標として規制、租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検数を参考指標として設定。</p> <p>【行政相談】 ○行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。あっせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが指標として適切であると考えられるため、「苦情あっせん解決率」(目標:95.0%以上かつ前年度実績以上)を引き続き主要な指標として設定。 ○また、従前指標としていた「行政相談の総処理件数」は、当該年度に処理を完了した行政相談事案の件数であるが、国民から相談事案を吸い上げる取組を行った結果を示す指標としては、当該年度に受け付けた「行政相談の総受付件数」の方が適切と考えられるため、これを新たな指標とすることとする。 ○これに加え、これまでは「中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議件数」「行政相談委員法4条に基づく意見の処理件数」を指標としていたが、今後は、当該会議における審議案件や当該意見をあっせんに結びつけることによる行政制度・運営の改善が重要であるため、「行政苦情救済推進会議の審議に基づくあっせん件数」、「行政相談委員法4条に基づく意見を契機としたあっせん件数」を参考指標とする。</p> <p>※なお、年金記録確認第三者委員会は、受け付けた年金記録の確認申立ての調査審議を全て終了し、平成27年6月30日をもって業務を終了したことから、今後は目標は設定しない。</p> <p>(今後の政策の方向性) 上記評価結果を踏まえつつ、地方組織再編・業務改革(行政評価事務所のセンター化)も見据え、当面、特に以下に重点的に取り組む。</p> <p>【行政評価局調査】 おおむね1年の調査実施期間を目途とする従来型の全国計画調査に加え、国民の関心や対象施策の特性等を踏まえ、必要と考えられる場合には、特定課題に重点化した調査(コンパクト調査)や、機動的な調査(臨時調査)を実施する。 また、調査の円滑な実施のために、調査要員の弾力的な運用体制を整備する。</p> <p>【政策評価の推進】 ①各府省政策評価担当部局や有識者からのヒアリング等により、総務省が提示した政策評価の改善方策の反映状況及び今後の課題を把握するとともに、政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施する。 ②租税特別措置等や公共事業に係る政策評価について、引き続き、点検活動を行うとともに、規制の政策評価の点検についても実施する。</p> <p>【行政相談】 ①苦情あっせん解決率の向上に向け、個別の事案があっせん解決につながるよう、あっせん解決に至らなかった事案の分析、行政相談担当者の研修の充実等を行う。 ②行政相談の総受付件数の増加に向け、行政相談に対する認知度の向上、地方局所及びセンターと行政相談委員とのコミュニケーションの充実・強化を図り、行政相談委員の自発的活動を支援するとともに、地域の広報媒体を積極的に活用し、行政相談委員の活動や行政相談による改善事例の紹介などの効果的な広報を実施する。</p> <p>(平成30年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>平成30年度予算概算要求への主な反映内容 行政評価局調査については、人工知能やビッグデータ等のデジタル技術を活用して、社会情勢や国民の意見等を効率的に収集・分析し、データに基づき行政評価局調査の効果的な実施等に資するための調査研究、実証実験に係る予算の新規要求を行う。 また、調査実施に必要な予算を重点的に要求する一方、業務資料の配布範囲の見直し等により経費縮減を図り、予算の減額要求を行う。</p> <p>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容 定員要求については、行政評価局調査に関し、従来型の行政評価局調査に加え、特定課題に重点化した調査(コンパクト調査)や機動的な調査(臨時調査)を新たに実施するための調査手法の開発等を行う体制整備に係る定員要求を行う。</p>

学識経験を有する者の知見等の活用	・平成29年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、評価結果欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の行政評価局調査の結果 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html) ・政策評価ポータルサイト (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) ・政策評価審議会の取りまとめ結果 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/torimatome.htmlf) ・各府省の政策評価の点検(客観性担保評価活動) (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/kyakukan.html)
---------------------------	--

担当部局課室名	行政評価局総務課 他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 菅原 希	政策評価実施時期	平成29年8月
---------	--------------	--------	----------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」: 目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

(別紙) 行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に關係する調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に報告を行うなど、各調査の内容に応じて適かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め、可能なものについては、調査途上であってもまとまり次第、公表する。

＜平成25年度に調査に着手したも＞	
目標	実績
<p>○食育の推進に関する政策評価 (H25. 12～)</p> <p>本政策評価は、食育に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成27年3月を目途に評価結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○食育の推進に関する政策評価 (H25. 12～H27. 10)</p> <p>本政策評価は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、評価結果の取りまとめが予定より遅れ、平成27年10月23日に関係4府省に対し意見通知を行った。</p>
<p>○生活保護に関する実態調査 (H25. 8～)</p> <p>本実態調査は、要保護者に対する保護事務の実施状況、生活保護受給者に対する就労・自立支援等の実施状況、生活保護の適正支給に係る取組の実施状況等を調査し、生活保護に係る事務・事業の適正な実施に資するために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○生活保護に関する実態調査 (H25. 8～H26. 8)</p> <p>本実態調査は、ほぼ目標どおり、平成26年8月1日に厚生労働省に対し報告を行った。</p> <p>当該報告を受けて、厚生労働省は、①保護の実施機関に対し、保護申請の適正な処理や不正受給事案の迅速な処理について、監査や会議で指導、②医療扶助の適正化を図る観点から、頻回転院患者の実態把握等を実施、③就労支援事業の的確な見直しを図る観点から、地方公共団体に対し、事業の効果検証における指標の内容、効果検証の見直しの手順・方法を提示するとともに、事業の効果検証等の履行状況を踏まえて会議等で指導するなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視 (H25. 8～)</p> <p>本行政評価・監視は、「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」(H21. 3. 3報告)の報告事項についての対応・措置状況、訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る事業の実施状況等を調査し、観光地域における訪日外国人旅行者の受入環境の整備に資するために実施するものであり、関係施策の運用改善に反映・活用されるよう、平成26年5月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視 (H25. 8～H26. 7)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定より遅れ、平成26年7月18日に国土交通省(観光庁)及び法務省に対し報告を行った。</p> <p>目標の時期に報告することはできなかったものの、当該報告を受けて、国土交通省(観光庁)は地方運輸局等においてビジット・ジャパン事業効果の把握を徹底、法務省は主要4空港において入国審査官の機動的な人員配置を実施するなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視 (H25. 8～)</p> <p>本行政評価・監視は、気象、地震及び津波の観測・予測業務の実施状況、信頼性向上対策の実施状況などを調査し、気象予測の精度向上等を推進するために実施するものであり、予算要求や予算編成に反映・活用されるよう、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視 (H25. 8～H27. 2)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年2月27日に国土交通省(気象庁)に対し報告を行った。</p> <p>目標の時期に報告することはできなかったものの、国土交通省(気象庁)は、当該報告を受けて、気象警報等について、検証方法を見直すなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○規制の簡素合理化に関する調査 (H25. 8～)</p> <p>本行政評価・監視は、政府全体の規制の改革の動向にも留意しつつ、規制に関する国民(関係団体等を含む。)からの意見・要望、これらに対する関係府省による対応状況等を調査し、規制の簡素合理化による民間活力の活用や国民負担の軽減を図るために実施するものであり、平成26年7月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○規制の簡素合理化に関する調査 (H25. 8～H26. 10)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成26年10月14日に関係6府省に対し報告を行った。</p> <p>目標の時期に報告することはできなかったものの、当該報告を受けて、関係府省は、関係省令を改正し規制等を見直すなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○医師等の確保対策に関する行政評価・監視 (H25. 12～)</p> <p>本行政評価・監視は、国及び都道府県における医師等の確保及び偏在対策の実施状況、勤務医等の勤務環境改善の取組、看護職員の確保対策の実施状況などを調査し、医師等確保対策の推進を図るために実施するものであり、関係行政機関等における各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○医師等の確保対策に関する行政評価・監視 (H25. 12～H27. 1)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年1月27日に厚生労働省に対し報告を行った。</p> <p>目標の時期に報告することはできなかったものの、当該報告を受けて、厚生労働省は、①「地域医療支援センターに係る情報交換会」を開催し、同センターの効果的な取組についての情報共有を促進、②女性医師の離職等の実態及び復職等に係るニーズを把握する調査の実施や、女性医師キャリア支援モデル普及推進事業の実施、③都道府県ナースセンターによる看護師等の復職支援に関する好事例を都道府県に対し情報提供するなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○自転車安全対策に関する行政評価・監視 (H25. 12～)</p> <p>本行政評価・監視は、自転車利用者に対するルールの周知啓発、安全教育の実施状況、自転車通行環境の整備状況、自転車交通違反に対する街頭指導等の実施状況、関係機関等との連携状況等を調査し、自転車交通の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年9月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○自転車安全対策に関する行政評価・監視 (H25. 12～H27. 4)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年4月24日に関係4府省に対し報告を行った。</p> <p>目標の時期に報告することはできなかったものの、当該報告を受けて、国土交通省は、自転車の事故又は利用が多い市区町村に自転車ネットワーク計画策定の必要性に関する情報を個別提供するなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○PFIの推進に関する行政評価・監視 (H25. 12～)</p> <p>本行政評価・監視は、国及び地方公共団体が作成した実施方針に基づくPFI事業の進捗状況、平成23年6月のPFI法改正に伴って導入された新制度の活用状況及び国における地方公共団体への支援の実施状況などを調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○PFIの推進に関する行政評価・監視 (H25. 12～H27. 4)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年4月21日に内閣府、文部科学省及び環境省に対し報告を行った。</p> <p>目標の時期に報告することはできなかったものの、当該報告を受けて、内閣府は、専門家派遣事業を活用した地方公共団体に対するフォローアップを開始するなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する行政評価・監視 (H25. 12～)</p> <p>本行政評価・監視は、温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業等の申請手続・審査の実施状況、事業の実施状況、事業終了後の実績把握や効果検証の実施状況、類似・連携事業に係る省庁間の連携・調整の状況等を調査し、費用対効果の乏しい事業の廃止、類似事業の統合等に資するために実施するものであり、平成26年11月を目途に調査結果を取りまとめ、報告等を行う。</p>	<p>○温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業に関する行政評価・監視 (H25. 12～H27. 3)</p> <p>行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年3月27日に環境省、経済産業省及び国土交通省は、①事業の費用対効果を向上させる措置を実施、②二酸化炭素排出削減効果の定量的な把握・検証の実施、③二酸化炭素排出削減効果の発現が不十分な原因を分析し、再発防止の措置を実施するなどの改善措置を講じた。</p>

＜平成26年度に調査に着手したもの＞

目標	実績
<p>○国の債権管理等に関する行政評価・監視 (H26. 5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国の債権の発生・消滅状況、債権管理実務マニュアル等の整備状況、同マニュアル等に基づく債権管理事務の実施状況、効果的回収方策等の検討状況、滞納の拡大防止対策等の実施状況等を調査し、債権の適切な管理回収等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年1月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○国の債権管理等に関する行政評価・監視 (H26. 5～H27. 6)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年6月5日に関係11府省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、関係府省は、早急に債権回収のための必要な措置を講ずるなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 (H26. 8～)</p> <p>本実態調査は、海外子女及び帰国子女に対する教育の状況等を調査し、グローバル人材の育成に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○グローバル人材育成に資する海外子女・帰国子女等教育に関する実態調査 (H26. 8～H27. 8)</p> <p>本実態調査は、ほぼ目標どおり、平成27年8月21日に外務省及び文部科学省に対し勧告を行った。</p> <p>当該勧告を受けて、文部科学省は、グローバル人材育成強化に係る具体の目標を設定するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－ (H26. 8～)</p> <p>本行政評価・監視は、公共職業訓練、求職者支援訓練の実施状況等を調査し、職業能力開発の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○職業能力開発の効果的な実施に関する行政評価・監視－職業訓練を中心として－ (H26. 8～H28. 2)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年2月2日に厚生労働省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、厚生労働省は、都道府県労働局に対して取組徹底のための通知の発出、関係省令等の改正を実施するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 (H26. 8～)</p> <p>本行政評価・監視は、家畜の所有者における飼養衛生管理基準の遵守状況及び都道府県による指導等の実施状況、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫の実施体制の整備状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 (H26. 8～H27. 11)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年11月6日に農林水産省及び環境省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、農林水産省及び環境省は、①家畜農家に対する衛生管理基準の遵守指導の徹底、②渡り鳥の飛来状況や野鳥の糞便採取の実績を踏まえた採取地点・時期の適時見直し、③最大規模の農場での伝染病発生を想定した動員計画作成等を都道府県に要請するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－ (H26. 8～)</p> <p>本行政評価・監視は、鉄道事業者における鉄道施設の保全対策等の実施状況、鉄道事業者における安全確保対策の取組状況及び国における鉄道事業者に対する指導、監査等の実施状況等を調査し、鉄道施設の効率的・計画的な維持管理等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－ (H26. 8～H27. 11)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年11月27日に国土交通省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、国土交通省は、全中小鉄道事業者の長寿命化計画の内容を確認、指導するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査 (H26. 12～)</p> <p>本実態調査は、世界文化遺産の保存・管理の状況、世界文化遺産の活用状況等を調査し、世界文化遺産の持続的な保存・管理に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査 (H26. 12～H28. 1)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年1月15日に文部科学省(文化庁)及び環境省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、文部科学省(文化庁)は、世界文化遺産に登録されている重要文化財等への落書き等について、き損届の提出励行の周知徹底を行うなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査 (H26. 12～)</p> <p>本実態調査は、固定価格買取制度の運用状況、再生可能エネルギー関連補助事業の実施状況、再生可能エネルギーに係る規制の状況及び地方公共団体の取組状況等を調査し、再生可能エネルギーの利用促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する行政評価・監視 (H26. 12～H27. 9)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成27年9月8日に経済産業省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、経済産業省は、システム導入による「分割案件」に該当しないことの確認の徹底、賦課金単価の算定の精緻化等の改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査 (H26. 12～)</p> <p>本実態調査は、地下街における施設の維持管理等の実施状況、各種法令等に基づく安全対策の実施状況、地下街等地下空間利用施設の安全対策に関する関係機関等の連携状況等を調査し、地下空間利用施設の総合的な安全対策等に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○地下街等地下空間利用施設の安全対策等に関する実態調査 (H26. 12～H28. 4)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年4月12日に総務省及び国土交通省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、国土交通省及び総務省は、市町村等に対し緊急時における連絡体制の見直しを助言するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 (H26. 12～)</p> <p>本行政評価・監視は、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者等の受入対策の実施状況等を調査し、災害時における国の業務の継続性の確保や帰宅困難者の発生による混乱等の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視 (H26. 12～H27. 7)</p> <p>本行政評価・監視は、目標どおり、平成27年7月24日に関係15府省に対し勧告を行った。</p> <p>当該勧告を受けて、関係府省は、業務継続計画等において、備蓄の目標量を設定、帰宅困難者への対応方針の明確化などを行うとともに、津波等により浸水するおそれのある地下に保管していた備蓄物資の保管場所を見直すなどの改善措置を講じた。</p>
<p>○一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 (H26. 12～)</p> <p>本行政評価・監視は、一般廃棄物処理の現状・動向、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化の取組状況及び維持管理等の実施状況等を調査し、一般廃棄物処理施設の効果的かつ効率的な整備・維持管理の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成27年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○一般廃棄物処理施設の整備・維持管理に関する行政評価・監視 (H26. 12～H28. 3)</p> <p>本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年3月1日に環境省に対し勧告を行った。</p> <p>目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、環境省は、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や通知により勧告内容を周知するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>

＜平成27年度に調査に着手したもの＞	
目標	実績
<p>○地域活性化に関する行政評価・監視 (H27. 4～) 本行政評価・監視は、地方都市の現況、地方都市における地域活性化の取組状況、国の支援施策の活用状況等を調査し、地域活性化の取組の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○地域活性化に関する行政評価・監視 (H27. 4～H28. 7) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年7月29日に内閣府、厚生労働省及び国土交通省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、内閣府において、中心市街地活性化基本計画の目標達成が困難となっている原因の分析及び改善方策の検討や、ほかの関係府省において、指標の設定や測定方法に関するマニュアルの見直しなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○イノベーション政策の推進に関する調査 (H27. 4～) 本調査は、我が国におけるイノベーション関連施策の現況・実施状況、効果の発現状況等を調査し、イノベーション政策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○イノベーション政策の推進に関する調査 (H27. 4～H28. 9) 本調査は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年9月23日に関係9府省に参考通知を行った。</p>
<p>○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 (H27. 4～) 本行政評価・監視は、有料老人ホームにおける施設の管理・運営状況、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督等の実施状況等を調査し、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視 (H27. 4～H28. 9) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年9月16日に厚生労働省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、厚生労働省は、①都道府県等に対し、地域包括支援センター等との連携による有料老人ホームの未届施設の実態把握や、介護保険担当部局との連携等による未届施設の届出促進の徹底を会議で要請、②有料老人ホームにおける事故予防や情報開示等に係る調査研究事業を実施するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として— (H27. 4～) 本行政評価・監視は、建築物の解体時等における飛散・ばく露防止対策の実施状況、災害時における飛散・ばく露防止対策の推進状況、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握状況等を調査し、アスベストによる健康被害の防止に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として— (H27. 4～H28. 5) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年5月13日に関係4府省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を受けて、環境省及び厚生労働省は、県市等に対して、建築物の解体前アスベスト含有建材の調査が適切に実施されるよう事業者への周知徹底を要請するなどの改善措置を講じており、今後、2回目のフォローアップを実施予定。</p>
<p>○発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H27. 8～) 本行政評価・監視は、発達障害者への各ライフステージにおける支援の実施状況等を調査し、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○発達障害者支援に関する行政評価・監視 (H27. 8～H29. 1) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成29年1月20日に文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として— (H27. 8～) 本行政評価・監視は、市町村における子どもの預かり施設の整備状況、子どもの預かり施設における子育て支援サービスの提供状況、都道府県等における子どもの預かり施設に関する実態把握、指導監督等の実施状況等を調査し、子育て支援に係る取組の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○子育て支援に関する行政評価・監視—子どもの預かり施設を中心として— (H27. 8～H28. 12) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成28年12月9日に内閣府及び厚生労働省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H27. 12～) 本政策評価は、グローバル人材育成の推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H27. 12～H29. 7) 本政策評価は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、評価結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成29年7月14日に文部科学省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○がん対策に関する行政評価・監視—がんの早期発見、診療体制及び緩和ケアを中心として— (H27. 12～) 本行政評価・監視は、がんの早期発見のための取組の実施状況、がん医療の均てん化及び緩和ケアの推進状況、がん患者等に対する相談支援等の実施状況等を調査し、がん対策の効果的な実施を推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○がん対策に関する行政評価・監視—がんの早期発見、診療体制及び緩和ケアを中心として— (H27. 12～H28. 9) 本行政評価・監視は、目標どおり、平成28年9月30日に厚生労働省に対し勧告を行った。 当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○土砂災害対策に関する行政評価・監視 (H27. 12～) 本行政評価・監視は、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定の実施状況、情報伝達・警戒避難体制等の整備、周知状況及び土砂災害のおそれのある箇所における規制等の実施状況等を調査し、土砂災害防止法の改正等を踏まえた実効ある土砂災害対策をより一層推進するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○土砂災害対策に関する行政評価・監視 (H27. 12～H29. 5) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成29年5月26日に関係5府省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○森林の管理・活用に関する行政評価・監視 (H27. 12～) 本行政評価・監視は、森林所有者などの森林の基本的な情報の把握状況、森林経営計画に基づく森林施策の実施状況、木質バイオマス発電など新たな需要に対する木材の活用状況等を調査し、持続可能な森林経営により、森林の公益的機能の発揮を図り、新たな木材需要の拡大を推進する観点から実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○森林の管理・活用に関する行政評価・監視 (H27. 12～H29. 7) 本行政評価・監視は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成29年7月4日に関係4省に対し勧告を行った。 目標の時期に勧告することはできなかったものの、当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p>
<p>○個人情報の保護に関する実態調査 (H27. 12～) 本実態調査は、行政機関及び独立行政法人等における個人情報の管理の状況等を調査し、個人情報の管理に関する国民の不安の解消を図るとともに、個人情報の適切な管理のための取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成28年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○個人情報の保護に関する実態調査 (H27. 12～H28. 7) 本行政評価・監視は、目標どおり、平成28年7月15日に厚生労働省に対し勧告を行った。 当該勧告を受けて、厚生労働省は、保護管理規程の見直しを行うなどの改善措置を講じた。</p>

＜平成28年度に調査に着手したもの＞	
目標	実績
<p>○クールジャパンの推進に関する政策評価 (H28. 4～) 本政策評価は、クールジャパンの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成29年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○買物弱者対策に関する実態調査 (H28. 4～) 本実態調査は、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、効果的かつ持続的な取組の促進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視 (H28. 4～) 本行政評価・監視は、貸切バス事業者及び旅行業者の法令遵守状況、これら事業者に対する指導・監督状況等を調査し、貸切バス等の安全対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○感染症対策に関する行政評価・監視 (H28. 8～) 本行政評価・監視は、検疫所等における水際対策の実施状況、感染症発生時に備えた取組状況等を調査し、感染症対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査 (H28. 8～) 本実態調査は、使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機などの小型家電の再資源化に係る市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果の関係等を調査し、小型家電リサイクルの推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続等を中心として－ (H28. 8～) 本調査は、申請手続等における戸籍謄本等提出書類の徴取状況、戸籍謄本等の提出書類における確認事項等について調査し、申請負担の軽減に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H28. 12～) 本政策評価は、農林漁業の6次産業化に関する政策・施策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成30年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○いじめ防止対策の推進に関する調査 (H28. 12～) 本調査は、いじめの早期発見・対処の取組状況、重大事態の再発防止等の取組状況等を調査し、いじめ防止対策の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○介護施策に関する行政評価・監視 (H28. 12～) 本行政評価・監視は、介護離職・離職対策の状況、介護保険事業の実施状況等について調査し、介護施策の効果的な実施の推進に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○公的住宅供給に関する行政評価・監視 (H28. 12～) 本行政評価・監視は、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況等を調査し、適切な公的住宅供給に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○公文書等管理に関する行政評価・監視 (H28. 12～) 本行政評価・監視は、行政機関における文書の管理状況を調査し、各機関の文書管理の徹底に資するために実施するものであり、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○クールジャパンの推進に関する政策評価 (H28. 4～) 本政策評価は、クールジャパンの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成28年4月に調査に着手したところ。今後は、平成29年11月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○買物弱者対策に関する実態調査 (H28. 4～H29. 7) 本実態調査は、関係データ・事例の整理・確認等に時間を要したため、調査結果の取りまとめが予定よりも遅れ、平成29年7月19日に関係6府省に対し通知を行った。</p> <p>○貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視 (H28. 4～H29. 7) 本行政評価・監視は、目標どおり、平成29年7月28日に国土交通省に対し勧告を行った。 当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後フォローアップを実施予定。</p> <p>○感染症対策に関する行政評価・監視 (H28. 8～) 本行政評価・監視は、検疫所等における水際対策の実施状況、感染症発生時に備えた取組状況等を調査し、感染症対策の推進に資するために実施するものであり、平成28年8月に調査に着手したところ。今後は、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○小型家電リサイクルの実施状況に関する実態調査 (H28. 8～) 本実態調査は、使用済みの携帯電話、デジカメ、ゲーム機などの小型家電の再資源化に係る市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果の関係等を調査し、小型家電リサイクルの推進に資するために実施するものであり、平成28年8月に調査に着手したところ。今後は、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○申請手続等の見直しに関する調査－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続等を中心として－ (H28. 8～H29. 3) 本調査は、目標どおり、平成29年3月28日に関係6省庁に対し勧告を行った。 当該勧告を踏まえ、関係機関の施策・運用の改善に反映・活用が行われるものと見込まれ、今後、フォローアップを実施予定。</p> <p>○農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価 (H28. 12～) 本政策評価は、農林漁業の6次産業化に関する政策・施策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものであり、平成28年12月に調査に着手したところ。今後は、平成30年3月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○いじめ防止対策の推進に関する調査 (H28. 12～) 本調査は、いじめの早期発見・対処の取組状況、重大事態の再発防止等の取組状況等を調査し、いじめ防止対策の推進に資するために実施するものであり、平成28年12月に調査に着手したところ。今後は、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○介護施策に関する行政評価・監視 (H28. 12～) 本行政評価・監視は、介護離職・離職対策の状況、介護保険事業の実施状況等について調査し、介護施策の効果的な実施の推進に資するために実施するものであり、平成28年12月に調査に着手したところ。今後は、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○公的住宅供給に関する行政評価・監視 (H28. 12～) 本行政評価・監視は、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況等を調査し、適切な公的住宅供給に資するために実施するものであり、平成28年12月に調査に着手したところ。今後は、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○公文書等管理に関する行政評価・監視 (H28. 12～) 本行政評価・監視は、行政機関における文書の管理状況を調査し、各機関の文書管理の徹底に資するために実施するものであり、平成28年12月に調査に着手したところ。今後は、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成29年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>その他、以下1本の調査について、結果公表済み ・国家公務員の働き方改革を推進するためのテレワーク・リモートアクセス環境整備の実態調査 (H28. 8～H28. 10) ※内閣官房 (内閣人事局、IT総合戦略室) と共同調査</p>

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-④)

政策(※1)名	政策4:地域振興(地域力創造)		分野	地方行財政		
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方圏において人口減少が急速に進む中で、地方創生と地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進を実現する。 [中間アウトカム]:地域経済に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」の構築、条件不利地域の自立・活性化、地域多文化共生の推進・地域のグローバル化等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況	当初予算(a)	2,973	3,834	3,509	4,098
		補正予算(b)	2,136	0	1,201	0
		繰越し等(c)	2,732	1,577	△ 1,360	
		合計(a+b+c)	7,841	5,411	3,350	
執行額		7,556	5,013	3,077		

※平成29年度への繰越しを行ったことから繰越し等(c)の額にマイナスが生じている。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
		経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日
	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 6(2)(地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築) (3)⑦(地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 二. 戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現
	ニッポン一億総活躍プラン	平成28年6月2日	5. 「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けた取組の方向 (11) 地方創生
	まち・ひと・しごと創生基本方針2016	平成28年6月2日	Ⅲ. 各分野の政策の推進 4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ① 稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等 <課題> ○定住自立圏 <今後の方向性> ○定住自立圏
	まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)	平成28年12月12日	アクションプラン(個別施策工程表) (2)-(ウ)-④ 「地域おこし協力隊」の拡充

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)		
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			27年度	28年度				
「地域の元 気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気を つくること	① 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援	① 地域経済循環創造事業交付金の経済効果 <アウトカム指標>	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:3.6倍 【24年度】	24年度から27年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	24年度から28年度までの累積の投資効果及び地元雇用創出効果が24年度以上	平成24年度以上 【28年度】	イ	
			投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.5倍	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.6倍				
地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援	②	分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン策定済団体数 <アウトプット指標>	14団体 【26年度】	29団体以上	34団体以上	34団体以上 【28年度】	イ	
			28団体	39団体				
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気を つくること	③	過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合 <アウトカム指標>	▲0.62% (平成20~22年度の平均) 【22年度】	▲0.62%以上	▲0.62%以上	▲0.62%以上 【32年度】	-	
				▲0.61%	▲0.55%			
	④	総人口に対する地方圏の人口割合 <アウトカム指標>	49% 【22年度】	平成22年度並み			平成22年度並み 【27年度】	イ
				48.2%				
⑤	定住自立圏の協定締結等圏域数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連:地方行政改革・分野横断的な取組 ⁽¹²⁾ 】 【APのKPI】	89圏域 【26年度】	140圏域 (平成32年度までの目標値)			140圏域 【32年度】	-	
			108圏域	118圏域				
⑥	子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会を確保すること	子ども農山漁村交流プロジェクトへの参加児童割合 <アウトプット指標>	0.89% (平成24~26年度の平均) 【26年度】	0.89%以上	0.89%以上	0.89%以上 【28年度】	イ	
			0.94% (H27参加児童数61,774人/H27学校基本調査における小学校の児童数6,543,104人)	0.95% (H28参加児童数61,722人/H28学校基本調査における小学校の児童数6,483,514人)				
⑦	地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数 <アウトプット指標>	2,369人 【26年度】	4,000人以上			4,000人以上 【28年度】	イ	
			3,619人	5,163人				

	中心市街地を活性化すること	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数 ＜アウトプット指標＞	848件 (平成24～26年度の平均) 【26年度】	848件以上	850件以上	850件以上 【28年度】	ハ
					623件	685件		
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	外国青年を日本に招致し、地域の国際化に従事するJETプログラムを推進	⑨	JETプログラムの招致人数 ＜アウトプット指標＞	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在) 【26年度】	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保	前年を超えるJETプログラム招致人数の確保 【28年度】	イ
				4,786人 (平成27年7月1日現在)		4,952人 (平成28年7月1日現在)		
外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	外国人住民に対する行政サービス等の提供について、地方公共団体の指針・計画の策定を推進	10	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況 ＜アウトプット指標＞	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 83% (107/129団体 平成27年4月1日現在) 【26年度】	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上		外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する指針・計画の策定割合 85%以上 【28年度】	イ
					84% (117/140団体 平成28年4月1日現在)	85% (137/161団体 平成29年4月1日現在)		

※ 測定指標10の基準値等については、年度を通じた実績をより反映した集計時点に含むこととしたことから、次のとおり、変更している。基準値:82%(平成26年4月1日現在)→83%(平成27年4月1日現在)、27年度実績値:83%(平成27年4月1日現在)→84%(平成28年4月1日現在)

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり			
	(判断根拠)	測定指標1、7、9は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えており、目標達成を示した。 測定指標8は目標に達成しなかったものの、測定指標8以外は全て目標に達したことから、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。			
政策の分析 (達成・未達成に關する要因分析)	<p>＜施策目標＞「地域の元氣創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元氣をつくること</p> <p>当該施策目標については、ローカル10,000プロジェクトにより、地域の資源と資金を活用した地域密着型企業の立ち上げ支援を実施し、また、分散型エネルギーインフラプロジェクトにより、エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指したマスタープランの策定を促進することで、民間活力の土台の構築という観点から、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標1については、各種会議等を活用してローカル10,000プロジェクトの概要や事例について紹介することにより、投資効果の目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標2については、マスタープラン策定後の取組を支援する関係省庁タスクフォースや自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会の取組等により、策定団体数の目標を上回ることができた。</p>				
	<p>＜施策目標＞過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元氣をつくること</p> <p>当該施策目標については、測定指標4、6、7は、目標を上回ることができたが、測定指標8は目標値には届かなかった。</p> <p>測定指標3については、平成27年度及び平成28年度ともに目標を達成している。</p> <p>測定指標4については、目標を達成できたと評価できる一方、地方圏の人口割合の増加と地域の元氣をつくる施策の因果関係が必ずしも明確でないとの課題が残った。</p> <p>測定指標5については、取組事例の情報提供等の結果、平成28年度末には118圏域となった。引き続き、新たな圏域形成の促進に取り組むこととする。</p> <p>測定指標6については、児童数が減少する状況の中、モデル事業の実施や、文部科学省及び農林水産省と一体となって事業を推進することで、前年度の実績を上回ることができた。</p> <p>測定指標7については、地方公共団体に対する制度周知のほか、「地域おこし協力隊全国サミット」の開催等により広く制度をアピールすることによって、着実に隊員数が増加し、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標8については、目標に届かなかった。平成26年度に今回の目標設定をした際は、同年度までの3か年の実績を基に目標設定していたが、平成27年度の制度見直し(交付税措置の対象とする「中心市街地活性化ソフト事業」を、内閣総理大臣が認定した「中心市街地活性化基本計画」に位置づけられたものに限定)の影響を受けて、事業の実施件数は大幅な減少となった。</p>				
評価結果	<p>＜施策目標＞多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること</p> <p>当該施策目標については、目標を上回ることができた。</p> <p>測定指標9については、外国語教育の推進及び外国人材の活用等の施策が推進されている状況において、各種会議等でJETプログラムについて周知を行うなどした結果、前年度の実績を上回ることができた。</p> <p>測定指標10については、外国人住民数が増加するなどの状況において、各種会議で「地域における多文化共生推進プラン」について周知をおこなうなどした結果、目標値に届くことができた。</p>				
	<p>測定指標1は、ローカル10,000プロジェクトについて、事業を開始して5年を終えるため、1年目の数値を目標にするのではなく、直近3か年の累積効果にするなどの見直しが必要であり、新たな目標の下で引き続き事業を推進してまいりたい。</p> <p>測定指標2は、分散型エネルギーインフラプロジェクトについて、順調に策定団体数を増加させていることから、目標達成に向け、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>また、測定指標1及び2の政策目標については、27年度以降「地域経済好循環推進プロジェクト」により地域経済の好循環の拡大に向けた取組を進めていることから、次期施策目標を「地域経済好循環推進プロジェクト」の推進により、地域に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」を構築する。」に変更する。</p> <p>測定指標3は、過疎地域は人口減少と高齢化が著しいため、過疎地域に人を呼び込む取組みと共に、過疎地域における定住を促進することが重要であることから、現行過疎法の期限である平成32年度に向けて引き続き過疎対策に取り組んで参りたい。</p> <p>測定指標4は、指標としてなじまない測定指標を引き続き設定することについては更なる検討が必要との外部有識者からの意見等を踏まえ、測定指標から測定指標5の参考指標とすることとする。</p> <p>測定指標5は、順調に圏域数が増加傾向にあることから、目標達成に向け、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>測定指標6は、子どもの地域住民とのふれあいや農林漁業等を体験する機会を確保することが重要であることから、目標の達成を踏まえ、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。</p> <p>測定指標7は、集落支援員については、平成29年度中にその役割等の見直しを行い、質的充実を目指すこととしていることから、その人数を目標とすることは適当でないため、測定指標から除くこととし、「地域おこし協力隊員の人数」に変更する。</p> <p>測定指標8は、地方公共団体が行う中心市街地活性化施策への支援は引き続き必要であり、また、制度見直し後も、平成27年度に比べて平成28年度の事業の実施件数が増加していることから、今後も交付税措置を実施する。ただし、制度見直し後の状況を踏まえ、次期基準値及び目標値は、平成27年度及び28年度の実績値を元に定めることとする。</p> <p>よって、引き続き、施策目標「過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元氣をつくること」を推進する。</p> <p>測定指標9及び10については、JETプログラムが果たす役割が拡大していること、外国人住民の多国籍化・高齢化等の新たな社会背景等から、引き続き目標が達成できるよう取り組んで参りたい。</p> <p>よって、引き続き、施策目標「多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること」に努めることとする。</p>				
次期目標等への反映の方向性	<p>我が国が人口減少局面に入り、東京一極集中の傾向が加速している中で地域力を創造するには、上記の政策評価の結果を踏まえ、「地域経済好循環推進プロジェクト」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域経済の好循環の確立、地域の連携、自立促進に向けた取組を引き続き実施するとともに、さらに充実させていく必要がある。</p> <p>(平成30年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>平成30年度予算概算要求への主な反映内容</p> <p>主要な測定指標に関連する事業である地域経済循環創造事業交付金については、地域経済の好循環の更なる推進のため、対前年度同額要求を行うこととする。</p> <p>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</p> <p>—</p>				
学識経験を有する者の知見等の活用	<p>平成29年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、評価結果欄等の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>地域の元氣創造プラットフォーム公式サイト(https://www.chiikinogenki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html)</p> <p>過疎地域自立促進連盟(http://www.kaso-net.or.jp/index.htm)</p> <p>子ども農山漁村交流プロジェクト(http://www.kodomo-furusato.net/)</p> <p>内閣府地方創世推進事務局 地域活性化統合本部会合(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/index.html)</p>				
担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 村手 聡	政策評価実施時期	平成29年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。
- ※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-⑥)

政策 ^(※1) 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築			分野	地方行財政	
政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。 [中間アウトカム]:税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況	当初予算(a)	35	30	35	39
		補正予算(b)	240	0	0	0
		繰越し等(c)	△ 239	239	0	
		合計(a+b+c)	36	269	35	
執行額		27	161	28		

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	平成28年度税制改正の大綱	平成27年12月24日	現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から成長志向の法人税改革等を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として消費税の軽減税率制度を導入する。あわせて、少子化対策・教育再生や地方創生の推進等に取り組むとともに、グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築を行うための税制上の措置を講ずる。このほか、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずる。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【25年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【28年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			26年度	27年度	28年度			
地方税を 充実し、 税源の偏 在性が小 さく、税 収が安 定的な 地方税 体系を 構築す ること	① 国・地方 間の税 源配 分の在 り方 の見 直し	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 58.2:41.8 (平成24年度決算)	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。 国:地方 = 59.6:40.4 (平成25年度決算)	国:地方 = 61.6:38.4 (平成26年度決算)	国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算)	地方が自由に使える財源を拡充する 観点から、国と地方の税源配分の在 り方を見直す。	○
		② 歳入総額に占める地方税の 割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 34.5% (平成24年度決算)	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。 地方税の割合 35.0% (平成25年度決算)	地方税の割合 36.0% (平成26年度決算)	地方税の割合 38.4% (平成27年度決算)	地方税を拡充し、歳入総額に占める 地方税の割合を拡充する。	イ
	③ 税源の偏 在性が小 さい地 方税 体系の 構築	地方税の都道府県別人口一 人当たり税収額の最大値と最 小値の比較 <アウトカム指標>	最大値/最小値 2.5倍 (平成24年度決算)	税源の偏在性が小さく地方税体系を構築する。 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)	最大値/最小値 2.6倍 (平成26年度決算)	最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算)	税源の偏在性が小さい地方税体系を 構築する。	○
住民自治 の確立に 向けた地 方税制 改革を 実施す ること	④ 地域の 実情に 応じた 政策を 展開す るため の地方 税制改 革	地方税制度の「自主的な判 断」と「執行の責任」を拡大す る方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。 地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 9項目 (平成26年度税制改正による導入数 5項目)	地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 22項目 (平成27年度税制改正における導入 数 8項目)	地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 36項目 (平成28年度税制改正における導入 数 5項目)	地域決定型地方税制特例措置既存 導入数 36項目 (平成29年度税制改正における導入 数 14項目)	地方団体の課税自主権の一層の拡 充を図る観点から、引き続き検討を行 い、特例の対象を更に拡充する。	イ
		⑤ 地方税に おける 税負担 軽減措 置等の うち、 特定の 政策目 的のた めに税 負担の 軽減等 を行 う「政 策減税 措置」 の項目 数 <アウト カム指 標>	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 54項目を見直し (うち5項目を廃止・縮減) (平成26年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 66項目を見直し(うち14項目を廃止・ 縮減) (平成27年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 65項目を見直し(うち26項目を廃止・ 縮減) (平成28年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。 74項目を見直し(うち10項目を廃止・ 縮減) (平成29年度税制改正)	引き続き見直しを行い、適用僅少の 特例等につき廃止・縮減を実施。	イ

評価結果	目標達成度の測定結果(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	測定指標2及び5は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。 測定指標2及び5については、目標を達成した。その他の指標1、3及び4については、目標を達成又は目標達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
	政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>「地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること」(測定目標1、2及び3に該当)</p> <p>→指標1「国・地方間の税源配分比率」については、平成28年度の実績値では地方が39.0%と平成25年度の基準値(41.8%)に比べ2.9ポイント減少しているが、これは国税の所得税と地方税の住民税の収入額の伸び率が国税の方が大きいことが要因であり、株式譲渡所得割のうち、国税が15%、地方税が5%と国：地方=3：1となっていることにより、国税の伸び率が大きくなっている。もう一つの要因としては平成26年度の消費増税であり、税率が3%引き上げられたが、増税分の3%の内訳は国税分が2.3%、地方消費税分が0.7%となっており、国税の伸び率が大きくなっている。引き続き、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しに取り組んでいくこととする。</p> <p>→指標2「歳入総額に占める地方税の割合」については、これまで、法人事業税への外形標準課税の導入(H16～)や、個人住民税の3兆円の税源移譲(H19～)等の取組を行ってきた。平成26年4月から消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたが、このうち地方消費税率(消費税率換算)を1%から1.7%へ引上げることに、その充実を図った。その結果、平成28年度の実績値(平成27年度決算数値)において基準値(平成24年度決算数値)に比較して約3.9ポイントの増加となった。</p> <p>→指標3「地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較」については、年度ごとの実績値が基準値(2.5倍)と同程度になった背景としては、平成26年度税制改正においては、地域間の税源の偏在性を是正し、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税を創設し、平成27年度税制改正においては、法人事業税の応益性の強化及び税収の安定化を図る観点から、外形標準課税の拡大を行い、平成28年度税制改正においても更なる拡大を行ったことが考えられる。以上により、今後においても、税源の偏在性の小さく安定的な地方税体系の構築に寄与することが期待される。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p><施策目標>「住民自治の確立に向けた地方税制改革を実施すること」(測定目標4及び5に該当)</p> <p>→指標4「地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組」については、平成24年度税制改正導入された地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)について、平成29年度改正においては累計で36項目となっており(平成27年度税制改正で8項目の追加、平成28年度税制改正で5項目の追加、平成29年度税制改正で13項目の追加)、拡充が進んでいるものと言える。</p> <p>→指標5「地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数」については、平成28年度税制改正においては、既存の74項目について見直しを行った結果、10項目の廃止・縮減することとした。以上により、住民自治の確立に向けた地方税制改革において、一定の取組は進んでいるものと判断される。</p> <p>・測定目標1、2及び3について、引き続き法人事業税における外形標準課税の拡大等の検討を行い、地方税を充実し税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めることとする。</p> <p>・測定指標4及び5について、地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、今後においては地域決定型地方税制特例措置の更なる拡充及び政策減税措置の更なる廃止・縮減を検討することとする。</p> <p>(平成30年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p> <p>平成30年度予算概算要求への主な反映内容</p> <p>地方税制度の整備に必要な経費のうち、調査研究に係る経費の見直しを行い、経費縮減を図ったことから、予算の減額要求を行う。</p> <p>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</p> <p>—</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	・平成29年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、評価結果欄及び学識経験者知見活用欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府税制調査会(http://www.cao.go.jp/zei-cho/) 税制改正(地方税)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)
---------------------------	--

担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 川窪 俊広	政策評価実施時期	平成29年8月
---------	---------------	--------	-----------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-13)

政策 ^(※1) 名	政策13:電波利用材料資源による電波監視等の実施				分野	情報通信(ICT政策)
政策の概要	電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)を実施し、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進する。 [中間アウトカム]:近年、有限希少な国民共有の資源である電波の更なる有効利用を図ることが益々重要となっていることを踏まえ、電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進し、電波の適正な利用を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況	当初予算(a)	69,500	67,422	65,865	62,006
		補正予算(b)	△ 164	△ 83	△ 711	0
		繰越し等(c)	503	△ 423	△ 66	
		合計(a+b+c)	69,839	66,916	65,088	
執行額		66,444	63,916	61,832		

政策に関係する内閣 の重要政策(施政方針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定) (平成28年5月20日改定)	・データ流通基盤を支えるネットワーク等技術(第5世代移動通信システム(5G))の研究開発、国際標準化、総合実証及び社会実装を推進。(P13) ・ビッグデータやIoT時代のトラヒック増に対応するため、新たな電波利用ニーズを踏まえた周波数の確保等、ITインフラ環境を整備する取組を推進。(P13) ・希望する全ての国民がITを利活用できる環境を確保するため、地域のIT基盤(超高速ブロードバンド、モバイル)の整備・確保を図る取組(新幹線トンネルなどの電波が届かない区間の解消を含む。)を推進。(P16)
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂) (平成28年6月2日改訂)	・IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、周波数再編の実施や複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進し、周波数帯の確保を進める。あわせて、研究開発の成果を踏まえて来年度から第5世代移動通信システム(5G)の総合実証試験を地方都市を含め先行的に実施するとともに、平成32年頃のサービスインに向けた技術基準策定等の制度整備を進める。(P66) ・2020年に全国の世帯の約50%で視聴されることを目指し、2018年の衛星放送における実用放送開始など4K・8Kを推進する。(P66) ・外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所(避難所・避難場所に指定された学校等を含む(推計29,000箇所。))について、国が本年中に作成する整備計画に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。さらに、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速する。(P103)

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)					
			26年度	27年度	28年度			
不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	電波監視の実施	① 重要無線通信妨害への措置率 <アウトプット指標>	100% 【25年度】	100%	100%	100% 【28年度】	イ	
	総合無線局監理システムの安定的な運用	② 総合無線局監理システムの稼働率(計画停止を除く) <アウトプット指標>	99% 【25年度】	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保			無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保 【28年度】	イ
	無線局の電子申請に関する周知・啓発活動を実施	③ 無線局免許申請等及び無線局再免許申請等における電子申請率 <アウトプット指標>	70% 【25年度】	73%以上(3カ年平均)			73%以上 (26年度～28年度の平均) 【28年度】	イ
	電波が人体等と与える影響を解明するための調査を実施	④ 電波が人体等への影響に関する調査について、外部専門家による評価における、研究成果の評価点の平均点 <アウトプット指標>	8.0 (最大10.0) 【25年度】	7.5以上	7.5以上	7.5以上	7.5以上 (最大10.0) 【28年度】	イ
	高精度な周波数の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること	⑤ 標準周波数の精度(周波数標準値に対する偏差) <アウトプット指標>	1.0×10 ⁻¹³ (10兆分の1)以内 【25年度】	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内	1.0×10 ⁻¹² (1兆分の1)以内 【28年度】	イ
	電波の適正利用に関する理解向上のため周知活動を実施	⑥ 電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会の開催回数 <アウトプット指標>	各地方局で1回以上かつ全国で15回開催 【25年度】	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上	各地方局で1回以上かつ全国で15回以上開催 【28年度】	イ
	電波の適正利用に関する理解向上のため周知活動を実施	⑦ 電波の能率的な利用の確保等に関する周知啓発活動の実施件数 <アウトプット指標>	3,312件 【25年度】	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上	3,000件以上 【28年度】	イ
	無線LANの情報セキュリティに関するセミナー等の実施	⑧ 安全な無線LANの利用及び設置に関する、無線LAN設置者等のシステム担当者等を対象とした説明会等の実施回数及び参加人数 <アウトプット指標>	5回 500名 【25年度】	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上	5回以上 500名以上 【28年度】	ロ

電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること	電波を有効に利用する技術について、研究開発、技術試験事務、国際標準化を実施	⑨	電波有効利用技術の研究開発等における、外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>	課題設定型: 4.1(最大5.0) 課題提案型: -(最大30.0) 【25年度】	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 課題提案型: 18.0以上	課題設定型: 3.5以上 (最大5.0) 課題提案型: 18.0以上 (最大30.0) 【28年度】	イ	
	パーソナル無線の免許人に対し、自主的な無線局の廃止を促すために一定の給付金を支給	10	パーソナル無線の廃止局数(特定周波数終了対策業務によるもの及び当該業務によらないものの合計) <アウトプット指標>	1,363局 【25年度】	1,600局	1,600局	1,600局	1,600局	パーソナル無線の廃止 【27年度】	ハ
	デジタル方式の防災ICTシステムの整備を支援	11	消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数(消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。)の割合 <アウトプット指標>	72.6% 【25年度】	—	—	100%	100%	100% 【28年度】	イ
	デジタル方式の防災ICTシステムの整備を支援	12	市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合 <アウトプット指標>	43.7% 【25年度】	—	—	50%以上	59.0%	50%以上 【28年度】	イ
	携帯電話の利用環境の整備を支援	13	携帯電話サービスエリア外地域に居住する人口(整備要望がない地域の人口を除く。) <アウトカム指標>	3.4万人 【25年度】	—	—	1.7万人	1.4万人	1.7万人 【28年度】	イ
	地上デジタル放送視聴環境の整備を支援	14	地上デジタル放送の難視対策世帯数 <アウトカム指標>	1.3万世帯 【25年度】	0世帯 (難視解消後の世帯数)	0世帯 (ただし7世帯については、4月中に工事完了。)	0世帯 (難視解消後の世帯数)	0世帯 (難視解消後の世帯数)	0世帯 (難視解消後の世帯数) 【26年度】	イ
	ラジオの難聴解消のため、FM中継局の整備を支援	15	AM放送局(親局)に係る難聴対策としてのFM中継局整備率 <アウトプット指標>	0% 【25年度】	5%以上	30%以上	60%以上	64.0%	100% 【30年度】	イ
					課題設定型: 3.9 課題提案型: 20.9	課題設定型: 4.1 課題提案型: 20.5	課題設定型: 4.0 課題提案型: 21.1			

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	測定指標①、②、⑨は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えており、目標達成することができた。 測定指標3～7及び11～15については目標を達成している。測定指標8については目標に到達していないものの、目標達成に向けた着実な進展が見られる状況である。 測定指標10については、目標を達成できなかった。 全体としては、電波利用公益事務を確実に実施し、電波の適正な利用が確保が図られており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
目標達成度の測定結果 (※4)		
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)		<p><施策目標> 不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図ること</p> <p>当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成していること、又は目標達成にはわずかに及ばなかったものの、前年以上に実績が向上していることから、良好な電波利用環境の整備・維持を図ることができており、施策全体として、目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <p>・測定指標①については、重要無線通信妨害事案の発生時の迅速な対応を確保するため、申告受付の夜間・休日の全国一元化を継続して実施するとともに、地方総合通信局等における迅速な出動体制を確保することなどにより、目標を達成することができた。(電波監視)</p> <p>・測定指標②については、計画的なシステム運用を行うことにより、目標を上回ることができた。</p> <p>・測定指標③については、無線局免許人等への電子申請普及促進活動を行うことにより、目標を上回ることができた。</p> <p>・測定指標④については、外部専門家による評価を活用したPDCAを着実に実施し、調査の質を高め、目標を上回ることができた。</p> <p>・測定指標⑤については、情報通信研究機構による高精度な標準電波の発射を行う体制を確保することにより、目標を上回ることができた。</p> <p>・測定指標⑥については、電波の安全性に関するニーズの分析結果をもとに、積極的に開催したため、目標を上回ることができた。</p> <p>・測定指標⑦については、電波適正利用推進員の活動活性化による積極的な取り組みより、目標を上回ることができた。</p> <p>・測定指標⑧については、参加者数が目標に届かなかった。いくつかのセミナーにおいて、開催までの周知期間が不足していたことが主な要因と考えられ、この点、より工夫の余地があったのではないかとと思われる。</p>
		<p><施策目標> 電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進すること</p> <p>当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成していること、又は目標達成にはわずかに及ばなかったものの、着実に電波の有効利用の促進等が図られ、電波の適正かつ能率的な利用を推進することができており、施策全体として、目標に対し相当程度の進展があったと考えられる。</p> <p>・測定指標⑨における外部専門家による評価点数の平均 <アウトプット指標>については、当初の見込みどおり目標を達成することができた。なお、研究開発等の実施にあたっては、予算要求時、計画時、採択時、継続時及び終了時の各段階において、案件ごとの効率性や体制の妥当性等について、外部有識者による評価会合において評価を実施し、効率的な事業の実施に努めている。また、研究開発成果の波及効果や活用状況等の追跡調査や追跡評価を実施し、事業の有効性を確認している。</p> <p>・測定指標10については、当該周波数帯における携帯電話等の早期有効利用を図るため、平成23年にパーソナル無線免許の有効期限を5年に短縮し、周波数割当可能な時期を平成27年11月30日までとするともに、パーソナル無線局の更なる早期廃局を目指した取組(免許返納人に対する給付金の支給)の実施に対して設定した。給付金の支給に関する周知等を積極的に行ったことにより、廃止に至った局も相当数あった反面、パーソナル無線の継続利用の意向を有する免許人に対して、自主的な免許返納を促すのに必ずしも十分なインセンティブを与える給付金とならなかったことが、目標を達成することができなかった主な要因である。なお、当該測定指標については、本取組自体が平成27年度に終了したことから、これに合わせて削除した。本取組の結果は、今後同様の施策に取り組む場合に生かしていきたい。</p> <p>・測定指標11については、周波数有効利用促進事業の活用等により、消防・救急無線のデジタル化を実施した市町村数の割合は、目標の100%に達した。</p> <p>・測定指標12については、周波数有効利用促進事業の活用等により、市町村防災行政無線のデジタル化を実施した市町村数の割合は、目標の50%を上回ることができた。</p> <p>・測定指標13については、市町村等による「携帯電話等エリア整備事業」の活用(187事業の実施)及び携帯電話事業者の自主的な取組により、実施目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標14については、平成26年度末までに全ての世帯(福島原発避難区域を除く)の地上デジタル放送への移行を完了し、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標15については、民放ラジオ難聴解消支援事業の活用等により、目標を達成することができた。</p>
評価結果		<p>・測定指標①については、目標を達成しているため、引き続き体制を維持するとともに、重要無線通信への妨害を未然に防ぐための周知啓発を強化するほか、必要な電波監視施設の整備を行うこととする。</p> <p>・測定指標②については集計中であり、6月中旬に確定予定であるため、分析を行った後、次期目標等への反映の方向性を定める。</p> <p>・測定指標④については、目標を達成しているが、より効果的かつ効率的な調査が実施できるよう、新規研究の提案方法の改善等を検討する。</p> <p>・測定指標⑤については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な実施を目指す。</p> <p>・測定指標⑥については、目標を達成しているが、より効果的かつ効率的な周知活動が実施できるよう、開催方法の見直し等を検討する。</p> <p>・測定指標⑦については、目標を達成しているが、より効果的かつ効率的な周知活動が実施できるよう、開催方法の見直し等を検討する。</p> <p>・測定指標⑨については、政策分析のとおり目標を達成していることから、引き続き取組を推進していく。なお、各案件の効率性等を客観的に判断するため、引き続き外部専門家による評価を実施し、評価結果を踏まえて各案件を実施する。また、課題提案型の目標値については、課題設定型の目標値に近づけるよう修正する。</p> <p>・測定指標13については、目標を達成しているが、依然として携帯電話が利用できない居住者がいるため、引き続き効率的・効果的な補助事業の実施を行うこととする。</p> <p>・測定指標15については、目標を達成しているため、引き続き、民放ラジオ難聴解消支援事業の活用による効率的・効果的な環境整備を行うこととする。</p> <p>・想定指標10,11,12及び14については、事業が終了したため、測定指標を削除する。</p>
		<p><既存指標の見直し></p> <p>・測定指標3については、目標を達成しているが、測定指標についてはより詳細な項目として管理を行うため、個人及び法人の別に測定指標を変更する。</p> <p>・測定指標8については、無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトの広報を実施しており、当該サイトの方が無線LANセキュリティの普及啓発に係る情報量が多いことから、当該サイトのアクセス数の方がより施策の効果を測定できるものと判断し、「無線LANセキュリティに関する周知啓発サイトへの年間アクセス数」に測定指標を変更する。</p> <p>・測定指標15については、目標を達成しているため、引き続き、民放ラジオ難聴解消支援事業の活用による効率的・効果的な環境整備を行う。測定指標については、本事業の実施による難聴解消が災害時における情報伝達に資するものであり、その有用性を確認するため、「新たにFM補完放送の聴取が可能となった世帯数」に測定指標を変更する。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p><新たな測定指標の設定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送衛星により送信された電波は、アンテナで中間周波数帯に変換・増幅され伝送されているが、漏えい対策機器を用いなければ中間周波数帯の電波が漏えいし、他の無線システムへの干渉を与える可能性があることから、新たに「中間周波数の漏洩対策機器の出荷台数」を指標として設定する。 ・Wi-Fi環境の整備については、日本再興戦略2016において、平成28年中にWi-Fi環境の整備計画を作成することとされており、これを受け平成28年12月に「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を策定・公表し、新たに平成31年度までの目標として、防災拠点等約3万箇所におけるWi-Fi環境の整備を設定したことから、新たに「防災拠点等におけるWi-Fi環境整備済箇所数」を指標として設定する。 ・今後、多様な分野・業種において膨大な数のIoT機器の利活用が見込まれる中で、多様なユーザ企業等の電波利用に係るリテラシー向上を図ることが不可欠であることから、新たに「IoT機器に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合」を指標として設定する。 ・災害医療・救護活動における電波の適正利用に不可欠な知見・技術を有する人材の育成が図られているかを評価・把握するため、新たに「医療・救護活動に係る電波の適正利用について理解したという回答の割合」を指標として設定する。 <p>・無線通信への需要が拡大し、電波が様々な社会的課題の解決や新たなイノベーションの加速において重要な役割を担っていくことが期待されていることから、進展する無線技術を活用しつつ、有限希少な電波を最適な形で有効利用できるよう、引き続き、不法電波の監視、無線局監理事務の迅速化・効率化、電波の人体への影響調査、標準電波の発射、周知啓発等を通じ、良好な電波利用環境の整備・維持を図るとともに、電波有効利用技術の研究開発、周波数移行・再編の促進、条件不利地域等における電波の有効利用の促進等を通じ、電波の適正かつ能率的な利用を推進することが必要である。</p>	
	(平成30年度予算概算要求に向けた考え方)	
	I 予算の拡大・拡充	
	平成30年度予算概算要求への主な反映内容	条件不利地域等における電波の有効利用の促進、電波を有効に利用する技術の開発、電波の適正利用に関する理解向上のための周知啓発等を着実に進めるため、「電波遮へい対策事業」、「電波資源拡大のための研究開発等」、「IoT機器等の電波利用システムの適正利用のためのICT人材育成」等を拡充。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	電波の適正な利用の確保と更なる電波有効利用を図るために必要な機構、定員要求を行うこととしている。特に2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けては、より電波の効率的な利用に資するため、必要な体制を構築する予定としている。	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年7月埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から測定指標8の説明会等への参加人数が目標に届かなかった原因について記述すべきとの御意見をいただき、評価書の政策の分析(達成・未達成に関する要因分析)に記述を追記した。また、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から測定指標⑨の目標の見直しについて御意見をいただき、評価書の次期目標等への反映の方向性に記述を追記した。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・電波政策2020懇談会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_2020/) ・電波利用料制度 (http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/index.htm)
---------------------------	--

担当部局課室名	総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室 他8課室	作成責任者名	総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室長 中村 裕治	政策評価実施時期	平成29年8月
---------	------------------------------	--------	--------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の枠式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-16)

政策(※1)名	政策16:一般戦災死没者追悼等の事業の推進				分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	一般戦災死没者に対して追悼の意を表す事務等を実施すること						
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:先の大戦に係る特定の課題に対する適切な対応がなされること [中間アウトカム]:一般戦災死没者への追悼の意を表すほか、兵士、戦後強制抑留者及び海外からの引揚者の労苦についての幅広い世代の理解をより一層深める等の対応が適切になされること						
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	26年度	27年度	28年度	29年度		
	予算の状況	当初予算(a)	678	562	528	565	
		補正予算(b)	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0		
		合計(a+b+c)	678	562	528		
執行額	548	497	476				

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)	
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)(※2)					
			26年度	27年度	28年度			
一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること	① 戦災に関する展示会の実施	戦災に関する展示会の来場者数 <アウトプット指標>	1,222名 (20~25年度実績から推計) 【25年度】	1,200名 2,671名		1,200名 【26年度】	イ	
	② 一般戦災死没者の慰霊事業の実施	一般戦災死没者の慰霊事業の実施 <アウトプット指標>	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 【26年度】	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)について確実に実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 一般戦災死没者の慰霊事業(全国戦没者追悼式に参列する一般戦災死没者遺族代表の旅費支給等)について確実に実施	一般戦災死没者の慰霊事業の確実な実施 【28年度】	イ	
旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること	③ 所蔵資料の総合的な目録の作成	所蔵資料の総合的な目録の作成 <アウトプット指標>	所蔵資料の保管・展示 【25年度】	所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針の策定	平成26年度に策定した方針を踏まえ、所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成	所蔵資料の総合的な目録の完成 【28年度】	イ
				所蔵資料の総合的な目録の作成に向けた方針(平成28年度までの計画)の策定	所蔵資料の総合的な目録に掲載する項目を決定	所蔵資料の総合的な目録の完成		
	④ 平和祈念展示資料館における資料等の展示	平和祈念展示資料館の来館者数 <アウトプット指標>	51,308名 【25年度】	40,000名以上	50,000名以上	50,000名以上	50,000名以上 【28年度】	イ
				44,147名	51,265名	52,107名		

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成			
		(判断根拠)	主要な測定指標を含む全ての測定指標で目標が達成されたことから、本政策については「目標達成」と判断した。			
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標> 一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、一般戦災死没者の慰霊事業を確実に実施すること 当該施策目標については、全ての測定指標で目標が達成された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、広報活動の強化(開催地の愛媛県庁及び松山市役所や行政評価事務所への協力依頼等)に伴い、目標値を大きく上回る実績を計上できた。 測定指標2についても、都道府県等からの推薦を踏まえ、推薦された一般戦災死没者遺族代表への旅費支給を適正に行ったほか、一般戦災について国民に周知するため、総務省HPに一般戦災死没者の追悼に関するページを開設するなど、慰霊事業を確実に実施したため、目標を達成することができた。 <p><施策目標> 旧独立行政法人平和祈念事業特別基金から承継した兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に確実に引き継いでいくこと及びこれに併せて所蔵資料を展示し、当該労苦について国民の理解を深める機会を提供すること 当該施策目標については、全ての測定指標で目標が達成された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標3については、有識者(専門家)で構成される検討委員会で所蔵資料の適切な分類の仕方等について有識者(専門家)の意見等を聴取しながら作業を進めた。平成26年度には28年度までの方針を策定、27年度には目録に掲載する項目等を整理し、28年度には1点ずつ資料を確認しながら目録を完成させており、当初の目標を達成することができた。 測定指標4については、語り部によるお話し会などの実施、各種媒体による広報、メルマガ及びツイッター等による情報発信、団体見学誘致のための学校等に対する来館促進等を実施したことにより、各年度とも目標値を上回ることができた。特に平成26年度はリニューアルに伴う閉館期間を考慮して目標を設定したが、閉館期間を短縮できたこと、効果的な広報を実施したことなどの運営努力により、大きく目標を上回ることができた。 				
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、戦災に関する各種資料、写真等を展示することにより戦争の事実に対する理解を促進するための展示会を戦災都市において実施していたが、目標を大幅に達成するとともに、戦災遺族会のある戦災都市を一巡して成果をあげたため、平成26年度をもって当該事業が終了しており、これに代わる事業は当室では実施していない。そのため、次期事前分析表では測定指標としないこととし、今後は一般戦災死没者の慰霊事業等の実施により施策目標の達成を目指すこととする。 測定指標2については、目標を達成しているため、引き続き確実に業務を実施することとする。なお、今後は、当該業務のみならず、当室で実施している他の先の大戦に係る事務も含めた上で、施策目標及び測定指標の設定を行う。 測定指標3は、平成28年度に所蔵資料の総合的な目録が完成し、目標を達成したため、今後は、同目録の一般公開に向けた取組を実施し、それに基づいた施策目標、測定指標の設定を行う。 測定指標4については、目標を達成しているところ、幅広い世代が理解を深められるよう、引き続き来館者数の確保に向けた取組を行うこととし、それに基づいた施策目標、測定指標の設定を行う。 <p>(平成30年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業については必要な予算を要求する。このうち、旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費、不発弾等の処理経費及び引揚者特別交付金支給事務費については、実績に鑑み、業務の確実な実施に要する費用の減少が見込まれることから、予算の減額要求を行う。 平和祈念展示資料館が所蔵する資料については、総合的な目録が完成したことを踏まえ、次の段階として、画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開に向けた経費について、予算の要求を行う。 </td> </tr> <tr> <td>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td>—</td> </tr> </table>		平成30年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> 一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業については必要な予算を要求する。このうち、旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費、不発弾等の処理経費及び引揚者特別交付金支給事務費については、実績に鑑み、業務の確実な実施に要する費用の減少が見込まれることから、予算の減額要求を行う。 平和祈念展示資料館が所蔵する資料については、総合的な目録が完成したことを踏まえ、次の段階として、画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開に向けた経費について、予算の要求を行う。 	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容
平成30年度予算概算要求への主な反映内容	<ul style="list-style-type: none"> 一般戦災死没者の慰霊事業等、先の大戦に係る事業については必要な予算を要求する。このうち、旧日本赤十字社救護看護婦処遇等経費、不発弾等の処理経費及び引揚者特別交付金支給事務費については、実績に鑑み、業務の確実な実施に要する費用の減少が見込まれることから、予算の減額要求を行う。 平和祈念展示資料館が所蔵する資料については、総合的な目録が完成したことを踏まえ、次の段階として、画像を含む所蔵資料に係る情報の一般公開に向けた経費について、予算の要求を行う。 					
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—					

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、評価結果欄等の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。 平和祈念展示資料館が所蔵する資料の総合的な目録を作成するに当たり、所蔵資料の保存・整理、総合的な目録の作成について有識者の意見を聴取する「資料管理・総合目録検討委員会」(座長: 杉浦力 一般財団法人日本交通安全教育普及協会理事長)を開催し、目録の掲載項目や凡例等について助言を受けた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室	作成責任者名	大臣官房総務課管理室長 稲垣 好展	政策評価実施時期	平成29年8月
---------	------------	--------	-------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成28年度実施政策)

(総務省28-19)

政策 ^(※1) 名	政策19:消防防災体制の充実強化			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:国民の身体、生命及び財産を火災から保護し、水・火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害の被害の軽減を図る。 [中間アウトカム]: ・消防団及び自主防災組織等を中心とした地域防災力の向上 ・常備消防を中心とした自治体の消防・防災及び危機管理機能の強化 ・緊急消防援助隊の登録隊数の増加を中心とした大規模災害時等の広域応援体制の充実					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	予算の状況	当初予算(a)	14,352	15,261	16,789	11,547
		補正予算(b)	2,392	798	1,908	0
		繰越し等(c)	7,370	425	△ 1,088	
		合計(a+b+c)	24,114	16,484	17,609	
執行額	21,000	15,001	15,127			

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害、土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)首都機能のバックアップやネットワークの多重性・代替性の確保を図る。また、庁舎などの災害時における防災拠点や避難所となる公共施設の耐震化を推進する。(後略)自主防災組織等の育成・教育訓練の実施、女性や若者の加入促進等による消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。
	第190回国会総務大臣所信	平成28年2月18日	昨年は、口永良部島の噴火をはじめ全国的に火山活動の活発化が見られ、また、各地で大雨被害が発生し、特に九月の関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊するなど甚大な被害が発生しました。これらの災害を踏まえつつ、将来発生が危惧される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進などを実施してまいります。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【26年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			27年度	28年度		
緊急消防援助隊の機能を強化すること	① 緊急消防援助隊の登録隊数 <アウトカム指標>	4,984隊 (平成27年4月1日現在)	5,100隊以上	5,400隊以上	6,000隊 【平成30年度】	イ
			5,301隊 (平成28年4月1日現在)	5,658隊 (平成29年4月1日現在)		
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	② 消防救急無線のデジタル化整備率 <アウトカム指標>	63.3% (平成27年4月1日現在)	100%		100% 【平成28年度】	イ
			100% (平成28年3月31日現在)	100% (平成29年3月31日現在)		
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	③ 消防組織法に基づき広域化が実現した広域化対象市町村の組合せ数(累計値) <アウトカム指標>	35ブロック (平成27年3月31日現在)	実現ブロック数(累計値)の増加		実現ブロック数(累計値)の増加 【平成28年度】	イ
			40ブロック (平成28年3月31日現在)	48ブロック (平成29年3月31日)		
常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	④ 耐震性貯水槽の整備数(累計値) <アウトカム指標>	100,085基 (平成26年4月1日現在)	整備数(累計値)の増加		整備数(累計値)の増加 【平成28年度】	イ
			107,810基 (平成27年4月1日現在)	110,707基 (平成28年4月1日現在)		

常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	救急救命体制の充実強化及び救命率の向上を推進業務	5	受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の重症以上傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.4% (平成25年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.2%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 2.7%(平成27年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【平成28年度】	イ
			受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の産科・周産期傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	4.3% (平成25年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.8%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.7%(平成27年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【平成28年度】	イ
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の小児傷病者搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	2.7% (平成25年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 2.4%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 2.4%(平成27年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【平成28年度】	イ	
		受入医療機関の選定困難事案(受入照会回数4回以上の救命救急センター搬送事案)の割合 ＜アウトカム指標＞	3.9% (平成25年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.6%(平成26年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 3.3%(平成27年中)	事案の割合の減少 (対前年度減) 【平成28年度】	イ	
		心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) ＜アウトカム指標＞	44.9% (平成25年中)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 47.2%(平成26年中)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 48.1%(平成27年中)	応急手当実施率の向上 (対前年度増) 【平成28年度】	イ	
	海外被災地において効果的に捜索救助活動をするため、国際消防救助隊員に対する教育訓練を実施	7	国際消防救助隊の教育訓練参加隊員数 ＜アウトカム指標＞	年間213人	年間200人	年間200人	年間200人 【平成28年度】	イ
					年間221人	年間213人		
	防災拠点となる公共施設等の耐震化を推進	8	防災拠点となる公共施設等の耐震化率 ＜アウトカム指標＞	85.4% (平成26年3月31日現在)	耐震化率の増加 (対前年度増)		耐震化率の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	イ
					88.3% (平成27年3月31日現在)	90.9% (平成28年3月31日現在)		
	消防団等地域防災力を強化すること	⑨ 消防団の充実強化や自主防災組織の活性化のため、地方公共団体への助言・各種予算事業を実施	消防団員数 ＜アウトカム指標＞	864,347人 (平成26年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 859,995人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 856,278人 (平成28年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	ロ
女性消防団員数 ＜アウトカム指標＞				21,684人 (平成26年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 22,747人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 23,899人 (平成28年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	イ
学生消防団員数 ＜アウトカム指標＞			2,725人 (平成26年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 3,017人 (平成27年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 3,255人 (平成28年4月1日現在)	団員数の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	イ	
自主防災組織の組織活動カバー率 ＜アウトカム指標＞			80.0% (平成26年4月1日現在)	カバー率の増加 (対前年度増) 81.0% (平成27年4月1日現在)	カバー率の増加 (対前年度増) 81.7% (平成28年4月1日現在)	カバー率の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	イ	
		10						

Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	⑪	Jアラート自動起動機の整備率 ＜アウトカム指標＞	93.6% (平成26年5月現在)	100%		100% 【平成28年度】	イ	
				99.4% (平成27年5月現在)	100.0% (平成28年5月現在)			
	12	市町村防災行政無線(同報系)の整備率 ＜アウトカム指標＞	80.1% (平成26年3月31日現在)	整備率の増加 (対前年度増) 81.2% (平成27年3月31日現在)	整備率の増加 (対前年度増) 82.0% (平成28年3月31日現在)	整備率の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	イ	
消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	⑬	システムの運用・保守経費の削減額(対平成19年度比)の増加 ＜アウトカム指標＞	44,472千円	削減額の増加 (対前年度増) 26,525千円 (平成28年9月30日追記)	削減額の増加 (対前年度増)	削減額の増加 (対前年度増) 【平成28年度】		
					後日記載			
	14	消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練の回数 ＜アウトカム指標＞	61回	訓練の実施 (基準年度程度) 62回	訓練の実施 (基準年度程度) 69回	訓練の実施 (基準年度程度) 【平成28年度】	イ	
火災予防対策を推進すること	15	住宅火災における被害軽減のため防火対策に関する啓発を実施	1,006人 (平成26年中)	610人以下 914人 (平成27年中)			610人以下 【平成27年度】	ハ
	⑯	住宅用火災警報器の設置率 ＜アウトカム指標＞	79.6% (平成26年6月推計値)	設置率の増加 (対前年度増) 81.0% (平成27年6月推計値)	設置率の増加 (対前年度増) 81.2% (平成28年6月推計値)	設置率の増加 (対前年度増) 【平成28年度】	イ	
危険物事故対策を推進すること	17	国民の安全確保のため危険物事故対策を実施	571件 (平成22年～平成26年の平均)	件数の減少 (対前年比減) 576件 (平成23年～平成27年の平均)	件数の減少 (対前年比減) 573件 (平成24年～平成28年の平均)	件数の減少 (対前年比減) 【平成28年度】	ロ	
コンビナート災害対策を推進すること	18	国民の安全確保のためコンビナート災害対策等を実施	235件 (平成22年～平成26年の平均)	件数の減少 (対前年比減) 235件 (平成23年～平成27年の平均)	件数の減少 (対前年比減) 243件 (平成24年～平成28年の平均)	件数の減少 (対前年比減) 【平成28年度】	ロ	
消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	19	研究開発事業の実施件数 ＜アウトカム指標＞	19件	研究開発事業の実施 (基準年度程度) 17件	研究開発事業の実施 (基準年度程度) 22件	研究開発事業の実施 (基準年度程度) 【平成28年度】	イ	

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	(一部集計中であるが)測定指標1、3、9、11、13及び16は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。また、その他の測定指標もほぼ達成又は未達成でも達成に近い実績を示しており、一部目標に近い実績を示していないものもあるが改善の方向を示している。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<施策目標>緊急消防援助隊の機能を強化すること	測定指標①及び②については、目標を達成できた。
	<施策目標>常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	測定指標3～8については、目標を達成できた。
	<施策目標>消防団等地域防災力を強化すること	測定指標9、10のうち、消防団員数の増加以外については、目標を達成できた。
	<施策目標>Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること	測定指標11及び12については、目標を達成できた。
	<施策目標>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること	測定指標13については、現在集計中であり、14については、目標を達成できた。
	<施策目標>火災予防対策を推進すること	測定指標15については、目標を達成出来ず、16については、達成できた。
	<施策目標>危険物事故対策を推進すること	測定指標17については、目標は未達成だが、達成に近い実績を示した。
	<施策目標>コンビナート災害対策等を推進すること	測定指標18については、目標は未達成だが、達成に近い実績を示した。
	<施策目標>消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること	測定指標19については、目標を達成できた。
	<施策目標>緊急消防援助隊の機能を強化すること	緊急消防援助隊については、平成26年3月に改正された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的事項に関する計画」を踏まえて機能強化を図っているが、緊急消防援助隊設備整備費補助金や消防組織法(昭和22年法律第226号)第50条の規定に基づく無償使用制度を活用した車両等の整備の進展などにより、登録隊数は着実に増加していることから、測定指標1については、目標を達成することができた。 平成28年度には、計3回の緊急消防援助隊の派遣を行ったが、上記のように、登録部隊数の増加に加え、災害の性質に応じた車両・資機材の活用や、自衛隊や警察等関係機関との連携を行ったことにより、被災地へ迅速かつ効果的に部隊を投入することができ、当該施策目標を達成することができた。 消防救急無線のデジタル化は、明瞭な音声通話や文字情報の伝送による確定的な指示の発令、チャンネル数の増加による輻輳・混信の抑制、消防本部間の通信ネットワーク接続による広域的な通信などのメリットがあり、今後の大規模災害における緊急消防援助隊の活動の円滑化に資する。 測定指標2の消防救急無線のデジタル化整備済率については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用等により、整備率100%という目標が達成できたことから、当該施策目標についても、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図るという目標を達成することができた。
	<施策目標>常備消防力の強化などにより、地方公共団体における消防防災体制を充実強化すること	・消防庁では、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図るため、市町村消防の広域化を推進している。 測定指標3では、実現ブロック数が8ブロック増加し、目標を達成することができた。平成25年以降、広域化の重点地域を各都道府県で指定し、その地域を中心に推進してきたことによるものと考えられる。また、消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催、消防の広域化に対する財政措置などに加え、消防広域化重点地域の指定による国・都道府県の集中的な支援の実施等により、消防本部の広域化に進展がみられる。 ・消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、耐震性貯水槽の整備を進めている。耐震性貯水槽の整備数については、消防防災施設整備費補助金の活用等により増加し、目標を達成することができた。 ・救急業務については、高齢化の進展等に伴い搬送件数が一貫して増加傾向にある中で、迅速な傷病者の搬送と医療機関による円滑な傷病者の受け入れが求められており、消防庁では、消防と医療の連携を促進することにより医療機関関連困難事案の減少を図っている。 この結果、測定指標5については、医療機関への「受入照会回数4回以上」の事案の割合は、4項目すべての事案において減少するなど、一定の成果が出ている。(なお、小児傷病者搬送事案の年度ごとの実績値では平成27年度及び平成28年度とも2.4となっているが、小数点以下を比較すると減少。(平成26年2.425→平成27年2.421)) ・救急隊が到着するまでの間に応急手当が適切に実施されることで大きな救命効果が期待されることから、消防庁では、住民に対する救命講習の実施や応急手当指導者の養成、公衆が出入りする場所の従業員等に対する応急手当の普及活動などを実施している。この結果、測定指標6について、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が48.1%に増加し、目標を達成するなど、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。 ・海外被災地において、効果的に捜索救助活動を実施するため、77消防本部に所属する599人の国際消防救助隊員を対象とした教育訓練を実施している。測定指標7については、平成28年度に実施した国際消防救助隊員に対する教育訓練に213人の隊員が参加し、目標を達成している。国際消防救助隊セミナーを全登録消防本部を対象に実施するとともに、国際消防救助隊の連携訓練を複数箇所で開催して様々な訓練サイトを設けるなど、多くの隊員が参加できるよう工夫している。 ・指標8について、消防庁では、災害発生時に避難所や災害応急対策の拠点となる公共施設等について、耐震化を推進している。防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債の活用などにより、平成28年3月31日現在で90.9%となり、目標を達成することができた。
	<施策目標>消防団等地域防災力を強化すること	・測定指標9のうち「女性消防団員数」及び「学生消防団員数」については、女性や若者をはじめとする消防団加入促進支援事業や学生消防団活動認証等支援事業の実施や地方公共団体によるPR活動により、数値が前年度から増加し、目標を達成することができた。 ・測定指標9のうち「消防団員数」については、年々団員数が減少し続けており、目標を達成することができなかった。消防団員の高齢化等による団員数の減が女性・学生消防団員数の増加を上回っていることが考えられる。 ・消防団への加入促進の具体的方策としては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受けて、①総務大臣から市町村長等への書簡による入団促進の働きかけ②学生消防団活動認証制度の創設③モデル事業の実施④地域防災力充実強化大会の開催などに取り組んでいる。これらの取組の結果、「消防団員数」の減少幅は小さくなっている。(H26→H27:▲4,352人、H27→H28:▲3,717人) 以上より、測定指標9全体として見れば目標達成に近い実績を示している。 ・測定指標10の自主防災組織の組織活動カバー率については、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業等により、平成28年4月1日現在で81.7%となり、目標を達成することができた。

評価結果

	<p><施策目標>Jアラートや防災行政無線の整備により緊急情報の伝達体制を強化すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標11のJアラート自動起動機の整備率については、防災情報通信設備整備事業交付金の活用等により、各市町村における整備が進展し、目標を達成することができた。 ・測定指標12の市町村防災行政無線の整備率については、緊急防災・減災事業債などの財政措置の活用等により、各市町村における整備が進展し、目標を達成することができた。 <p>上記のように、各指標とも目標を達成しており、当該施策目標についても、住民への情報を迅速かつ確実に伝達するという目標を達成することができた。</p> <p><施策目標>消防庁の危機管理機能を効率化も図りつつ充実・確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防庁では、災害急応対応を迅速・的確に行い、国民の命を守るため、消防庁と各地方公共団体(消防機関を含む。)が連携した災害対応能力の向上を図っている。 ・測定指標14については、平成28年度においては、庁内における図上訓練や、国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練など、消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練を69回実施しており、当該施策目標についても、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上が図られ、目標を達成することができた。 <p><施策目標>火災予防対策を推進すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標15については、目標値である610人以下を達成することはできなかったが、住宅用火災警報器の普及(警報器設置率:平成26年度79.6%、平成27年度81.0%)等により、平成27年中の死者数(914人)を平成26年中の死者数(1,006人)より減少させることができた。 ・測定指標16については、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の火災予防運動等の機会を捉え積極的な普及啓発活動を行ったことにより、平成27年度81.0%に対して平成28年度81.2%と増加しており、対前年度増という目標を達成することができた。 <p><施策目標>消防防災分野の科学技術に関する研究開発を行い、その成果を技術基準等の改正や政策等へ反映すること</p> <p>消防庁では、災害の予防や被害の軽減等に資するため消防防災技術に関する研究開発を実施している。</p> <p>測定指標19については、平成28年度は、消防活動の安全確保のための研究開発や、災害対応のための消防ロボットの研究開発など、22件の研究開発を実施した。当該施策は、消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ることを目的としており、測定指標の件数を増加させることを目標としているわけではない。</p> <p>平成27年度の研究開発事業件数は17件と基準年度(19件)より減少しているが、平成28年度は22件となっており、評価対象年度全体を平均して基準年度の件数と同程度の実績を示していることから、必要とされる研究開発事業等を実施したと考えられ、消防防災体制の充実強化を図るという施策目標を達成することができた。</p>				
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標が多いため、行政事業レビューにおける成果目標も踏まえつつ、主要な測定指標を中心に、よりポイントを絞って指標を設定する。 ・測定指標3については、重点地域として指定されている地域を中心に、広域化の推進期限の平成30年4月1日に向けて引き続き都道府県へ働きかけ、実現ブロック数を増加させる。また、新たな推進期限の設定を検討し、今後も本施策を推進していくとともに、消防の連携・協力を併せて推進していくこととする。 ・測定指標9については、概ね目標を達成しているものの、「消防団員数」が未達成であるため、引き続き、PR活動や各種支援事業を実施し、団員数等の増加に努める ・測定指標10については、防災活動に対する住民意識の不足やリーダーの不足が課題となっていることから、住民の防災意識の向上を図るため、被災の体験を伝える災害伝承10年プロジェクトや、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業を引き続き推進していく。 ・指標8について、防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債などにより引き続き支援を行っていくとともに、地方公共団体に対し、こうした支援制度を活用した取組の推進を要請するなど、耐震化の早急な完了に向け取り組む。 ・測定指標11については、目標を達成しているため、平成29年度の事前分析表からは落とすこととする。 ・測定指標15については、平成27年度までに目標数値を達成することを目標としたものであり当該期間が終了したこと及び住宅防火体制の充実を測る上では住宅火災死者数よりも住宅火災件数の方が指標として相応しいと考えられることから見直しを行い、平成29年度の事前分析表からは落とすこととする。 ・測定指標16については、これまで継続してきた住宅用火災警報器の設置に関する普及啓発の成果が実り、80%を超える高い水準とすることができた。住宅用火災警報器の設置に関する普及啓発は今後も継続するものの、指導の重点は住宅用火災警報器の維持管理へと移っていることから当該指標について見直しを行い、平成29年度の事前分析表からは落とすこととする。 ・住宅防火体制の充実を測る測定指標について見直しを行い、平成29年度の事前分析表においては住宅火災件数を測定指標として目標等を設定する。 ・測定指標17については、「危険物等事故防止対策実施要領」に基づき、保安教育の充実による人材育成・技術の伝承、想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組、企業全体の安全確保に向けた体制作り等を促すなど、引き続き、官民一体となった危険物の事故防止対策を推進するほか、事故の詳細な分析を行いその結果を周知するなど、事故件数の減少に努める。 ・測定指標18については、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」を踏まえて、事業者、自主保安向上に向けた安全確保体制の整備と実施、リスクアセスメントの徹底、人材育成の徹底、社内外の知見の活用などに取り組むよう求めるとともに、各地方公共団体・消防機関に対しては、「石油コンビナート等防災体制検討報告書」及び「石油コンビナート等防災本部の訓練マニュアル」等の成果物は、石油コンビナート等特別防災区域を有する32道府県をはじめとした全都道府県及び各消防本部へ周知され、広く活用されている。石油コンビナート等防災本部の機能強化や様々なレベルでの連携強化などを求めるなど、引き続き、石油コンビナート等における事故防止対策を推進し、事故件数の減少に努める。 <p>平成29年度事前分析表はポイントを絞って測定指標を設定するが、上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き消防防災体制の充実強化に向けた取組を推進していく。</p> <p>(平成30年度予算概算要求に向けた考え方) I 予算の拡大・充実</p> <table border="1" data-bbox="376 1037 2045 1222"> <tr> <td data-bbox="376 1037 560 1222">平成30年度予算概算要求への主な反映内容</td> <td data-bbox="560 1037 2045 1222">○「大規模に備えた緊急消防援助隊の充実強化」事業について、昨今大規模な災害が頻発していることや政策評価結果等を踏まえ、補助メニューの追加を図るとともに、緊急消防援助隊の災害対応能力や後方支援体制の充実を図るため、予算の増額要求を行った。 ○「地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化」事業について、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の重要性、政策評価結果等を踏まえ、消防団の加入促進や自主防災組織の教育訓練の充実等を図るため、予算の増額要求を行った。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1149 560 1222">税制、法令、組織、定員等への主な反映内容</td> <td data-bbox="560 1149 2045 1222">-</td> </tr> </table>	平成30年度予算概算要求への主な反映内容	○「大規模に備えた緊急消防援助隊の充実強化」事業について、昨今大規模な災害が頻発していることや政策評価結果等を踏まえ、補助メニューの追加を図るとともに、緊急消防援助隊の災害対応能力や後方支援体制の充実を図るため、予算の増額要求を行った。 ○「地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化」事業について、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の重要性、政策評価結果等を踏まえ、消防団の加入促進や自主防災組織の教育訓練の充実等を図るため、予算の増額要求を行った。	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-
平成30年度予算概算要求への主な反映内容	○「大規模に備えた緊急消防援助隊の充実強化」事業について、昨今大規模な災害が頻発していることや政策評価結果等を踏まえ、補助メニューの追加を図るとともに、緊急消防援助隊の災害対応能力や後方支援体制の充実を図るため、予算の増額要求を行った。 ○「地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化」事業について、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の重要性、政策評価結果等を踏まえ、消防団の加入促進や自主防災組織の教育訓練の充実等を図るため、予算の増額要求を行った。				
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-				
<p>学識経験を有する者の知見等の活用</p>	<p>・平成29年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、評価結果欄及び学識経験者知見活用欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・平成28年版消防白書(平成28年12月)(https://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h28/index.html)</p> <p>・石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書(平成26年5月)(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/0722_01.pdf)</p>				

担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室	作成責任者名	消防庁総務課長 小宮 太郎	政策評価実施時期	平成29年8月
---------	--------------	--------	---------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。